## 玄海町建設関連業務委託最低制限価格制度事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、玄海町が発注する建設関連業務委託の競争入札において 実施する最低制限価格制度に関して、地方自治法施行令(昭和22年政令第 16号。以下「政令」という。)第167条の10第2項及び玄海町財務規 則(昭和47年規則第13号。以下「規則」という。)第122条の2第1 項に基づき最低制限価格の算出方法を定めるとともに、最低制限価格制度の 適正な実施のため必要な事項を定めるものとする。

(適用の対象)

第2条 建設関連業務委託最低制限価格制度は、補助事業で、設計価格が10 0万円以上の建設関連業務の委託契約を締結しようとする場合について適用 する。

(建設関連業務の定義)

第3条 この要領において「建設関連業務」とは、測量業務、設計業務、建築設計・監理業務、地質調査業務及び補償調査業務並びに建設関連維持管理業務(道路維持業務、道路伐採業務、河川パトロール業務、河川清掃業務、河川伐採業務、道路植栽維持管理業務、公園管理業務等)をいう。

(最低制限価格の設定基準)

- 第4条 最低制限価格は、原則として次の式により算出した額とする。ただし、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合は予定価格に10分の8.5を乗じた額とし、予定価格の3分の2に満たない場合は予定価格に3分の2を乗じた額とする。
  - (1) 測量業務

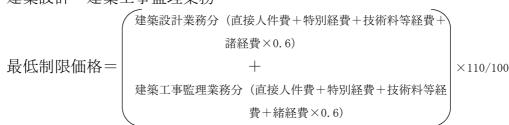
(2) 設計業務

(国土交通省基準による積算)

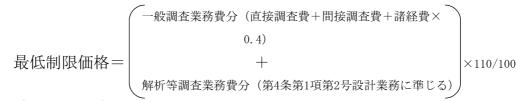
最低制限価格= (直接人伴費+直接経費+その他原価+一般管理費等×0.45) ×110/100 (その他基準による積算)

最低制限価格=(直接業務費+技術経費+諸経費×0.6)×110/100

(3) 建築設計·建築工事監理業務



(4) 地質調査業務



- (5) 補償調査業務 最低制限価格=(第4条第1項第2号設計業務に準じる)×110/100
- (6) 建設関連維持管理業務

最低制限価格=(直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.75)×110/100

- 2 前各号の基準算式による算定が困難なものについては、予定価格の10分の8.5 から3分の2の範囲内で定める額とする。
- 3 前各項で算出した最低制限価格は、規則第123条に規定する予定価格調 書に明記するものとする。

(公告等への記載)

- 第5条 町長は、競争入札を行うに当たり最低制限価格を設定するときは、規 則第122条の2第2項の規定により当該入札に係る公告又は指名通知に最 低制限価格の設定を明記し、当該入札に関し最低制限価格が設定されている ことを周知するものとする。
- 2 競争入札の公告又は指名通知に最低制限価格の設定を明記していない場合 は、適用の対象としてはならない。

(予定価格及び最低制限価格作成調書への記載)

- 第6条 第4条第3項に規定する予定価格調書へ明記する最低制限価格については、予定価格及び最低制限価格作成調書(別記様式。以下「調書」という。)より転記するものとし、その記載方法については、次の各号のとおりとする。
  - (1) 調書の最低制限価格の欄に、第4条の基準により算出した入札書比較 最低制限価格(千円未満の金額は切り捨てる。なお、合冊設計の場合に ついては、各々で算出した額を千円未満切り捨てし、合計する。)を記 載し、最低制限価格については、記載した入札書比較最低制限価格に1 00分の110を乗じて得た額を円単位まで記載する。
  - (2) 前号で記載した最低制限価格が予定価格の3分の2以上10分の8. 5以下の場合は前号で記載した最低制限価格及び入札書比較最低制限価格を採用する。また、前号で記載した最低制限価格が予定価格の10分の8.5を超える場合は予定価格に10分の8.5を乗じて、予定価格の3分の2に満たない場合は、予定価格に3分の2を乗じて算出した最低制限価格(千円未満の金額は切り捨てる)を記載し、入札書比較最低制限価格については、100分の110を除して得た額を円単位まで記載するが、1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた価格

を記載するものとする。

(3) 前号により予定価格及び最低制限価格を記載した調書は、予定価格調書とともに封筒に入れ封印し、入札を行う際に当該競争の場所に置くものとする。

(入札の執行)

- 第7条 入札執行者は入札の執行に際して、最低制限価格が設定されている旨 を伝達する。
- 2 入札の結果、最低制限価格を下回る価格で申込みをした者がある場合は直 ちにその者を失格とし、予定価格から最低制限価格の制限の範囲内の価格を もって申込みをした他の者のうち、有効な入札を行い、かつ、最低の価格を もって申込みをした者を落札者とする。
- 3 前項において落札者とすべき者がいない場合は、再度の入札を行う。
- 4 入札者全員の入札金額が最低制限価格を下回っているときは、入札を取り 止める。
- 5 入札失格者に対しては、その根拠規定が政令第167条の10第2項にあることを説明する。

(最低制限価格の公表)

第8条 最低制限価格は、落札決定の日から閲覧に供するとともに、町のホームページにおいて公表する。

附則

この要領は、令和2年 7月 1日から施行し、施行日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。

## 予定価格及び最低制限価格作成調書

委託名

(単位:円)

					(単位:円)	
	項	目	金	額	備考	
予定価格	設計額	委 託 価 格			1	
		消費税及び地方消費税額			②=①×0.10	
		計(委託料)			3=1+2	
		[入札書比較価格]			4	
	予 定 価 格	消費税及び地方消費税額			⑤=④×0.10	
		計 [予定価格]			6=4+5	
	最低制限価格	[入札書比較最低制限価格] (注1)			⑦(千円未満切捨て)	(注3)
	(2/3≦率⑩≦ 0.85の場合)	消費税及び地方消費税額			®=⑦×0.10	
最		計 [最低制限価格]			9=7+8	
低		対予定価格比率			(1)=9÷6	
制限価格(注2・3)		※ 2/3≦率⑩≦0.85以外の場合は次を最低制限価格とする。 (以下は、2/3≦率⑩≦0.85以外の場合のみ記入する。)				
		対予定価格比率⑩が0.85を超える場合				
	上記以外 (2/3≦率⑩≦ 0.85以外)	[最低制限価格]			⑪=⑥×0.85 (千円未満切捨て)	
		[入札書比較最低制限価格]			⑫=⑪×100/110 (円未満切上げ)	(注3)
		対予定価格比率⑩が2/3に満たない場合				
		[最低制限価格]			③=⑥×2/3 (千円未満切捨て)	
		[入札書比較最低制限価格]			⑭=⑬×100/110 (円未満切上げ)	(注3)

(注1)

(注2)

(注3)

・設定する入札書比較最低制限価格欄(3つの内1つ該当)に〇印を記入する。

<sup>・</sup>玄海町建設関連業務委託最低制限価格事務処理要領で定める額とする。

<sup>・</sup>入札時の最低制限価格は、入札書比較最低制限価格(上記⑦(ただし、⑩の率が2/3未満の場合は ⑭、⑩の率が0.85超の場合は⑫))の金額とする。